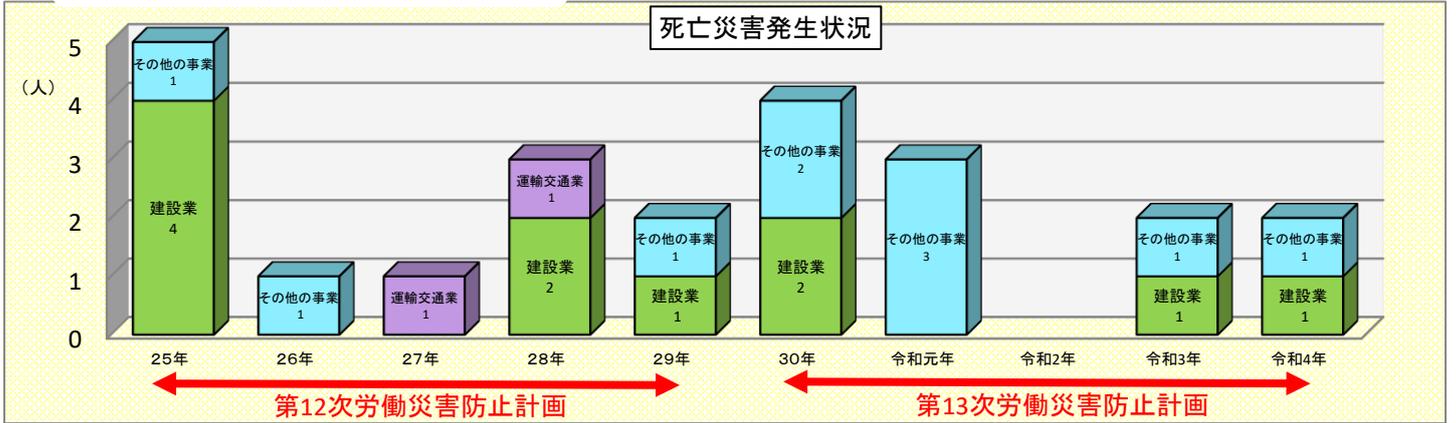


労働災害の発生状況

＜死亡災害の撲滅、業種の災害特性に応じた対策の強化＞

八王子労働基準監督署

死亡災害の発生状況

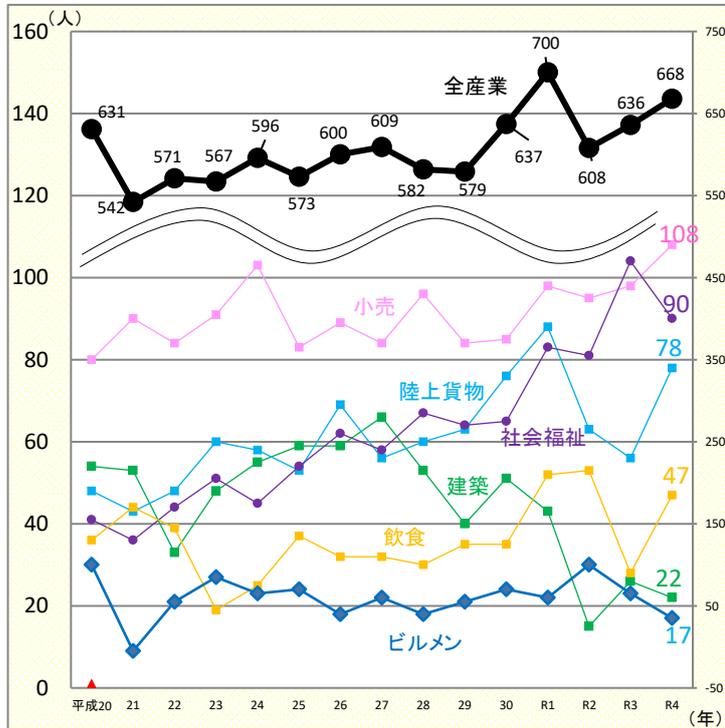


直近3か年における死亡災害の詳細

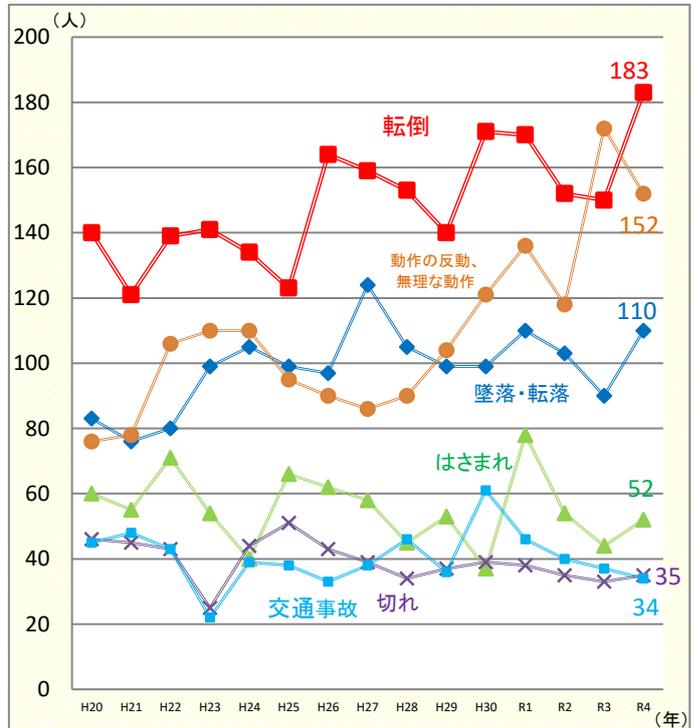
発生月	業種	職種		事故の型 起因物	発生状況
		年齢	経験		
R4	建築工事業	鳶工	30歳代 10年以上20年未満	墜落、転落 その他の仮設物等	建築現場において、足場部材で構成されたウインチ架台を解体していた被災者が、高さ約4メートルの水平単管上から墜落したものと推察される。
R4	飲食店	清掃員	70歳代 20年以上30年未満	墜落、転落 階段、棧橋	店舗内の階段から大きな音がしたため確認したところ、被災者が倒れているところを発見されたもの。清掃中に階段で転落したものと推察される。
R3	建設業	解体工	80歳代 1年以上5年未満	墜落、転落 開口部	被災者は、資材置場から用水路へ墜落し、死亡した。
R3	農林業	作業者・技能者	60歳代 1年以上5年未満	墜落、転落 立木等	被災者は、用水路脇の樹木の伐採作業中、樹木に登って枝をチェーンソー等で切っていたところ、墜落し、死亡した。

死傷（休業4日以上）災害の推移

＜管内で災害が多い業種の災害推移＞



＜事故の型別の発生推移＞



製造業
機械災害防止、転倒災害防止の強化

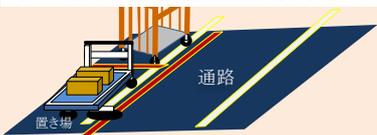
機械の安全対策

◇作業の前に検討！ ※**リスクアセスメントの実施**

- ・本質的な安全対策（機械稼働部への覆い等）
- ・非正常作業のマニュアル作成 ⇒特に「**機械の停止**」労働者に教育を！
（異物除去等のトラブル、修理、清掃時等）

転倒災害防止対策

安全通路の確保（通路置き場区画と表示）



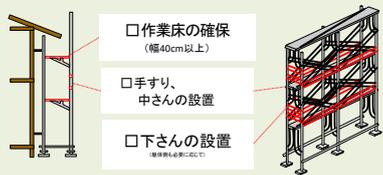
教育で意識啓発



建設業
墜落・熱中症・火災対策の強化（死亡災害撲滅）

墜落・転落災害防止について 足場、はしご・脚立等の対策強化

- ①本足場の設置
手すり等の墜落防止措置の徹底、点検の実施
- ②墜落制止用器具の使用徹底、特別教育の受講



③脚立、はしごの安全な使用の徹底



＜足場改正の概要R5.10施行＞

1. 一側足場の使用範囲の明確化
2. 足場点検者の指名

チェックリストの活用

火災による災害防止

断熱材や可燃性資材の使用を確認し、火気管理を含む作業計画の作成、作業間の連絡調整、表示、防火対策の徹底

- 火気作業を含めた作業計画、RAの実施、周知
- 施工場所の「火気使用禁止」の表示
- やむを得ず周辺で火気作業のある場合
不燃性シート等、作業指揮者、消火設備

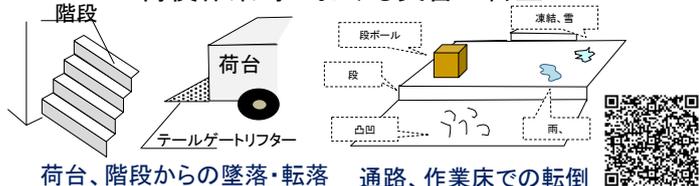


＜一人親方等の安全措置義務R5.4施行＞

1. 作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置
2. 同じ作業場にいる労働者以外の人に対する措置

陸上貨物運送業
荷役ガイドラインに基づく対策の強化

荷役作業時における災害が目立つ



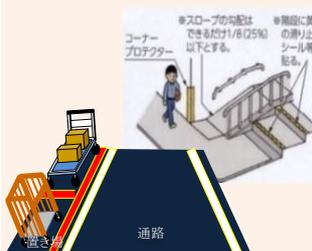
＜法改正の概要R5.10施行＞

1. テールゲートリフター使用作業、特別教育の義務化
2. 2t～5t車の貨物自動車、昇降設備の設置、保護帽の着用

行動災害（転倒・腰痛）防止
災害が増加にある転倒・腰痛対策の強化

職場改善、負担軽減

◇“滑り”“つまづき”“踏み外し”の危険箇所をなくすこと！



◇介護施設においては、ノーリフト（抱え上げない介護）<福祉機器・用具の積極活用>



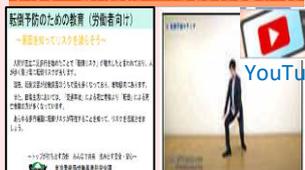
教育により安全意識向上

◇転倒・腰痛予防に必要な対策をすべての労働者に対して教育

◇動画等の教育教材を積極的に活用



転倒・腰痛防止用視聴覚教材



STOP転倒プロジェクト



転倒予防教育資料PW



転倒・腰痛動画教材

SAFE コンソーシアムポータルサイト

活用

掲載中の動画

高齢労働者セミナー動画



その他多数掲載有



SAFEコンソーシアム

検索

高齢労働者対策

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高齢労働者の健康づくりを推進

働く高齢者が増加！
60歳以上の労働災害1/4以上！
災害発生率が高齢層で高い！

高齢者の就業状況や業務内容に応じて
実現可能な対策を

- ・経営トップが方針表明
- ・職場環境の改善
- ・体力や健康状況の把握
- ・体力や健康状況に応じた対応

※エイジフレンドリー助成金制度のご活用を



高齢労働者 ガイドライン

検索

＜関連パンフレット＞



職場における新たな化学物質規制 R5. 4、R6. 4施行

- ばく露の上限となる基準の制定
SDS対象物質を674→約2900に順次追加
一定の物質のばく露濃度基準の設定
- 情報伝達の仕組みの整備・拡充(SDS情報伝達の強化)
記載項目の追加や定期更新、通知方法の追加等

事業者が取り組むべき事項

- リスクアセスメントの実施、結果に基づく低減措置

- 皮膚等への障害防止措置
- 自律的管理に向けた実施体制の確立
化学物質管理者等の選任、衛生委員会での付議、雇入時の教育



化学物質 法改正 検索

石綿障害予防規則の改正 R3. 4施行

石綿則の事項について不適切事例が散見されたことから、作業開始前の石綿等の使用の有無の調査や、労働基準監督署への届出等にかかる大幅な改正

改修、解体工事について 事前調査結果の報告 『事前調査』を徹底

令和5年10月1日施行
建築物の石綿の有無の
事前調査を行う者



石綿 ポータルサイト

検索

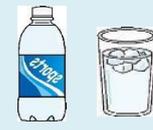
令和5年度 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

毎年約20人が亡くなり、約1,000人が休業4日以上被災
職場における熱中症予防対策の徹底

令和5年5月1日～9月30日までの期間

(令和5年4月準備期間、令和5年7月重点取組期間)

作業場のWBGT値の把握 水分・塩分の摂取 異常時の措置
数値に基づく対策の推進



朝礼会場だけでなく、作業場で測定 のどが渇く前に 異変を感じたらすぐ病院か救急車 一人きりにしない



実施項目や教育用動画等はこちら

熱中症 ポータルサイト

検索



ストレスチェックと集団分析の実施及びその結果の活用

努力義務

法改正、ガイドラインの改正等

特定化学物質障害予防規則の改正 R3. 4施行

溶接ヒューム等について、特定化学物質(第2類物質)として加えられる等の改正

・ヒュームの測定結果に基づく、換気装置、呼吸用保護具の選定、作業主任者、特殊健診他



事務所の衛生基準の改正 R4. 4施行 (照度基準はR4. 12)

事務所内における便所、照度の基準等の改定

<事務所の照度>
作業区分と基準が変更

<休養室、休憩設備、更衣室・シャワー等>
留意点を新たに示す



<便所>
設置基準が変更

騒音障害防止ガイドラインの改正 (労務)

騒音性難聴による新規労災認定者が年300人程度推移

騒音ガイドライン
(及び解説)
を改訂予定



歯科検診の結果報告 R4. 10施行

塩酸・硫酸等の有害物を取り扱う業務の歯科健診について、事業場規模を問わず監督署への結果報告義務



事業場における労働者の健康保持増進のための指針

労働者の健康状況に応じて、健康保持増進対策を実施

・コラボヘルスの推進

保険者と事業者が積極的連携し、加入者の
予防・健康づくりを効率的・効果的に進めること

- 労働者の活力向上→
- 生産性の向上→



業種の災害特性に応じた対策を進めよう

